



日・モンゴル共同声明（ポイント①）



2018年12月13日
外務省 中国・モンゴル第1課

1 総論

- 「戦略的パートナーシップ」の更なる強化で一致。
- 安倍総理は、自由、民主主義、人権、法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルは地域の重要なパートナーであることを強調。本年日本で発生した災害へのモンゴルからのお見舞い等に謝意。
- フレルスフ首相は、モンゴルの「第三の隣国」の中で、最初に「戦略的パートナーシップ」を構築した日本との連携・協力を一層深め、発展させる意向を確認。日本による広範な対モンゴル支援は、モンゴルの今日の発展の基礎を築く上で重要な意義を有するとし、日本政府・国民に深い謝意を表明。

2 二国間関係

- 「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」のレビューの結果、政治、安全保障・防衛、国際場裏における協力、貿易・経済、文化・人的交流といった広範な分野での関係強化に満足の意。
- フレルスフ首相は、日本防衛省による能力構築支援を高く評価。安倍総理は、能力向上のための引き続きの協力、及び多国間共同訓練「カーン・クエスト」への引き続きの参加の意向を表明。
- 第9回日本モンゴル官民合同協議会、日モンゴルEPA「協力に関する小委員会」及び日モンゴル共催「経済連携フォーラム」の成功を歓迎。
- 新ウランバートル国際空港が二国間協力の新たな象徴となり、観光・民間交流拡大に役割を果たすことへの期待を表明。航空分野の交流拡大に向け議論していくことで一致。
- IMFの拡大信用供与プログラムの下での「財政・社会・経済改革開発政策借款」、カシミヤ産業支援、教育病院の建設、農牧業分野での協力等の進捗を歓迎。環境省間覚書の署名を歓迎。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ホストタウンを通じた協力の進展を歓迎。2020年東京大会を、スポーツ交流も含む人的交流を一層深化させる機会とすることで一致。



日・モンゴル共同声明（ポイント②）



3 国際場裡での協力等

- 法の支配, 平和, 安定, 協力及び繁栄の確保のため, 国連憲章, 国際法の基本原則及び国家の独立と主権の尊重に基づいた自由で開かれた国際秩序の遵守の重要性を強調。
- 日本側は, 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組について説明し, モンゴルとの間でのあり得べき協力の可能性につき引き続き議論をしていく意向を表明。モンゴルは, アジア太平洋の地域統合への積極的な参加への関心を表明し, 両首脳は, 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力していくことで一致。
- 国際の平和及び安全のために協力を強化するとともに, 国連安保理改革の早期実現に向けて協力することを確認。日本の国連安保理常任理事国入りにつき, モンゴルは一貫した支持を表明。
- 国連海洋法条約(UNCLOS)に反映されたものを含む国際法の諸原則に従い, 法に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持することへのコミットメントを再確認。航行及び上空飛行の自由, 阻害されない通商, 自制, 法的・外交的プロセスの完全な尊重を通じた国際法に基づく平和的な紛争解決の重要性を強調。現状の変更及び緊張の高まりを防ぐべく取り組むことの重要性で一致。
- モンゴルのマネーロンダリング及びテロ資金対策能力の強化のため引き続きの連携を確認。
- 安倍総理は, 日本と普遍的価値を共有するモンゴルが, 地域・国際社会において一層積極的な役割を担うことへの期待を表明し, 日本としてモンゴルのEAS加盟を支持している旨表明。
- 北朝鮮に関し, 全ての国連加盟国による, 関連する安保理決議の完全な履行の重要性を確認。日本側は, モンゴルが提唱する「ウランバートル対話」の開催を含むモンゴルの立場を尊重し, 留意。
- 安倍総理から, 拉致問題の解決の重要性を強調。フレルスフ首相は, 同問題の解決に向けた日本の立場を支持する旨表明。拉致問題の早期解決に向け引き続き緊密に連携していくことで一致。